笠岡市低入札価格調査試行要領の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （調査基準価格）  第３条　（省略）  ２　（省略）  ３　前項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めるときは，調査基準価格を予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に０．７を乗じて得た額から０．９を乗じて得た額までの範囲で適宜定めることができるものとする。  （失格基準価格）  第６条　（省略）  ２　（省略）  ３　前２項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めるときは，失格基準価格を設けないことができるものとする。  （調査）  第７条　（省略）  ２　前項の低入札価格調査報告書の提出期限は，調査班が提出を求めた日の翌日から起算して５日以内（５日目が笠岡市の休日を定める条例（平成元年笠岡市条例第５０号）第１条に規定する市の休日の場合はその翌日）とする。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，提出期限を別に定めることができるものとする。  ３　（省略）  ４　（省略） | （調査基準価格）  第３条　（省略）  ２　（省略）  （失格基準価格）  第６条　（省略）  ２　（省略）  （調査）  第７条　（省略）  ２　前項の低入札価格調査報告書の提出期限は，調査班が提出を求めた日の翌日から起算して５日以内（５日目が笠岡市の休日を定める条例（平成元年笠岡市条例第５０号）第１条に規定する市の休日の場合はその翌日）とする。  ３　（省略）  ４　（省略） |